

常総市総合教育会議運営要綱

平成 31 年 4 月 1 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、常総市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 本市の教育について特に必要な事項

(会議の招集)

第 3 条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により会議の開催の日時及び場所並びに会議において協議し、及び調整すべき事項（以下「協議事項」という。）を教育委員会に対して通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 会議の構成員は、会議に参集できないときは、会議開会前までに市長にその旨を届け出なければならない。

(会議の運営)

第 4 条 会議は、市長が議長となる。

(意見聴取等)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議事項に関して意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、説明又は資料の提出を求めることができる。

(会議の傍聴)

第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を受付簿に記入しなければならない。

3 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) その他市長が傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 写真、動画等を撮影し、又は録音等すること。

(6) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴席からの退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成し、法第1条の4第6項ただし書の規定により非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合教育会議を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。